

空 調 夏 期 契 約  
( 選 択 約 款 )

— 四街道12A地区 —

平成 28 年 5 月 1 日 実 施

東 京 瓦 斯 株 式 會 社

平成28年1月26日 届出

# 目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	3
7. 使用量の算定	4
8. 料金	4
9. 料金の支払方法	4
10. 延滞利息	5
11. 名義の変更	6
12. 契約の変更または解約	6
13. その他	6
付則	7
別表	8

## 1. 目的

この選択約款は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を経済産業大臣に届出の上、変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款(四街道12A地区)(以下「一般ガス供給約款」といいます。)を変更した場合には、この選択約款を変更することがあります。

## 3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約(以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。)において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用(冷房を目的とするもの)または冷却用の熱源機をいいます。
- (2) 「機器定格流量」とは、空調機器の冷房時全定格入力(キロワット)に3.6を乗じたのち標準熱量(メガジュール)で除し、小数点以下を切り捨てたものをいいます。ただし、その計算の結果が1立方メートル未

満の場合には1立方メートルといたします。

- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 空調機器(廃熱を利用する給湯等の付加機能を有する機器を含む。)を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター (以下「空調機器専用ガスメーター」といいます。)を設置すること。
- (3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

#### 5. 契約の締結

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、契約開始の日(以下「契約開始日」といいます。)および機器定格流量を定め、たうえで、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約開始日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合は、この選択約款

にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものとしたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

## 8. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、7の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず、一般ガス供給約款の規定によるものとしたします。

## 9. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金(10の規定による延滞利息を含みます。(2)において同じ。)を毎月お支払いいただきます。

- (2) 料金は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) 一般ガス供給約款36(1)①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 10. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274%（1円未満の端数切り捨て）

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表第1(5)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

## 11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)もしくは2(3)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものいたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものいたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

## 13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この選択約款は平成28年5月1日から実施いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

① 「料金表(その他期)」は、料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

② 「料金表(冬期)」は、料金算定期間の末日が12月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) その他期の基本料金は定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に機器定格流量を乗じた額といたします。

(4) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

① その他期

料金＝定額基本料金＋流量基本料金単価×機器定格流量＋単位料金×使用量

② 冬期

料金＝基本料金＋単位料金×使用量

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)(1円未満の端数切り捨て)

(別表第2)

料金表(その他期)

(1) 適用区分

・ 料金表A

使用量が0立方メートルから5,232立方メートルまでの場合に適用いたします。

・ 料金表B

使用量が5,232立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 定額基本料金

1か月につき	10,800.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-------------------------------

b. 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	792.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 単位料金

1立方メートルにつき	51.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

② 料金表B

a. 定額基本料金

1か月につき	52,920.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	-------------------------------

b. 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	792.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 単位料金

1 立方メートルにつき	43.57円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

(別表第3)

料金表(冬期)

(1) 適用区分

・ 料金表A

使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

・ 料金表B

使用量が20立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

・ 料金表C

使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月につき	712.80円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	----------------------------

b. 単位料金

1立方メートルにつき	123.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

② 料金表B

a. 基本料金

1か月につき	916.04円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	----------------------------

b. 単位料金

1 立方メートルにつき	113.65円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

③ 料金表 C

a. 基本料金

1 か月につき	3,353.76円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	------------------------------

b. 単位料金

1 立方メートルにつき	101.46円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

# MEMO

# MEMO